雇児発 0615 第 6 号
平成２９年６月１５日

都道府県知事
各　指定都市市長　殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
（　公　印　省　略　）

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について

標記については、平成 29 年 6 月 15 日厚生労働省発雇児 0615 第 6 号厚生労働事務次官通知の別紙「平成 29 年度（平成 28 年度からの繰越分）次世代育成支援対策施設整備交付金（児童虐待防止対策等に係る分）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされているが、その取扱いについては別紙のとおりとし、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

（別紙）

一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備について

Ⅰ　一時保護施設における環境改善事業

１．趣旨

児童福祉法第 12 条の４に基づき設置される児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）において、年齢、性別、入所事由（虐待、非行、発達障害など）、その他個々の児童の特性に配慮した処遇を図るため、施設の創設、改修及び設備の改造等の整備を行うものである。

２．対象施設

一時保護施設

３．対象事業

一時保護施設に入所する子どもの処遇向上を目的とする以下の施設整備（創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築及び拡張）事業を対象とする。

（１）個別対応や混合処遇の解消に資する施設整備

個別対応や混合処遇解消のための居室の小規模化や施設の模様替などを行う整備

（２）その他処遇向上のための施設整備

入所児童の処遇の向上を図るための浴室、食堂等の改修工事等

Ⅱ　児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業

１．趣旨

児童養護施設等に委託一時保護された子どもが、落ち着いた環境の下で丁寧なケアを受けることができるよう、委託一時保護された子どものケアに適した設備や個室の整備を行うものである。

２．対象施設

児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「児童養護施設等」という。）

３．対象事業

以下のいずれの要件も満たした整備（創設、大規模修繕等、増築、増改築、改築及び拡張）を行った場合に本事業の対象とする。

（１）４人以上６人以下の委託一時保護児童に対して小規模なグループによるケアを実施できる設備等を有すること。

（２）（１）の設備等については、平成 17 年３月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱」の５に定める設備等に準じたものとすること。ただし、本事業による設備等は、児童養護施設等の敷地内に整備すること。

４．　本事業により整備した施設において、委託を受けて一時保護する児童数の取扱いについて

本事業により整備した施設において、委託を受けて一時保護する児童数は、児童養護施設等の定員とは別に取り扱うものであること。

なお、平成 28 年度以降は、３の（１）及び（２）の要件を満たし、かつ、都道府県知事（指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。）の指定を受けた施設に対して、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」において、平成 28 年９月５日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」による受入経費（職員の配置に係る経費等）に係る加算を行っているところであり、指定の見通しも踏まえて、本事業による整備を検討すること。

Ⅲ　交付基礎点数

1. 一時保護施設における環境改善事業については、交付要綱別表２に定めるところによる。
2. 児童養護施設等における受入機能強化のための整備事業については、交付要綱別表４に定めるところによる。